

※福祉・介護職員等特定処遇改善加算実績報告チェックリスト【障害福祉課提出】

法人名	担当者
	連絡先

◆提出書類 ※は該当事業者のみ提出

提出書類	チェック欄		備考
	事業者	県	
1 本チェックリスト			
2 福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書【別紙様式3】			
3 // (指定権者内事業所一覧表)【別紙様式3(添付書類1)】			
4 // (報告対象都道府県内一覧表)【別紙様式3(添付書類2)】	※		
5 // (都道府県状況一覧表)【別紙様式3(添付書類3)】	※		
6 // (職員分類の変更特例に係る実績報告)【別紙様式3(添付書類4)】	※		
7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算実績報告明細書(積算の根拠となる任意の様式でも可。但し、この明細書の項目を網羅したものであること。)			
8 国保連合会発行の「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」の写し(福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の実績報告に添付)			
9 法定福利費等計算表(様式は任意)(賃金改善額に法定福利費等を算入する場合)	※		
10 その他( )	※		

◆確認事項 ※は該当事業者のみ確認

項目	チェック欄		備考
	事業者	県	
<b>実績報告書【別紙様式3】</b>			
1 年度の記載があるか。			
2 ③加算総額は、国保連合会発行の「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」の写し(全期間分)の合計額(特定のみ)と一致しているか。			
3 ③加算総額は、実績報告書添付書類1(指定権者内事業所一覧表)の合計額と一致しているか。			
4 ④賃金改善所要額が③加算総額を上回っているか。			
5 ④賃金改善所要額は、実績報告明細書(積算の根拠となる任意の様式でも可)の合計と一致しているか。			
6 ⑤【そのうち月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者(見込額)人】が算定した事業所数以上か。事業所数を下回る場合、「設定できない場合の説明」に1つ以上の選択がされているか。その際、その他を選択した場合は、内容が記入されているか。			
7 ⑧賃金改善を行った賃金項目、方法、平均賃金改善額等について、記載があるか。			
8 ⑧①の「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定の考え方、賃金改善を行った賃金項目、方法、平均賃金改善額等について、記載があるか。			
9 日付、法人名、代表者名の記載があるか。			
10 押印(代表者印)があるか。			
<b>指定権者内事業所一覧表【別紙様式3(添付書類1)】</b>			
11 複数サービスを提供する事業所は、サービスごとに加算額の記載があるか。			
12 サービスごとの加算額は、各月の「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」の額の計(特定のみ)と一致するか。			
13 賃金改善所要額は、実績報告明細書の額の計と一致するか。			
14 合計額は、各月の「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」の額の計(特定のみ)と一致するか。			
15 賃金改善所要額は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算額を上回っているか。			
<b>報告対象都道府県内一覧表【別紙様式3(添付書類2)】、都道府県状況一覧表【別紙様式3(添付書類3)】</b>			
16 加算額、賃金改善所要額の合計の計算が合っているか。	※		
<b>賃金改善に要した費用総額(実績報告明細書、法定福利費等含む)の積算根拠資料</b>			
17 実績報告明細書の「うち加算による改善額b」は、特定加算を取得していない場合の賃金水準と特定加算を取得し実施された賃金水準との差分となっているか。			
18 実績報告明細書は、経験・技能のある障害福祉人材(①)、他の障害福祉人材(②)、その他の職種(③)のグループごとに作成されているか。			
19 積算根拠資料(実績報告明細書、法定福利費等計算書等)における計算はあっているか。			